

しおうがい

障害のある人が活躍できる社会

ひと

かつやく

じやかい

問 県庁人権施策推進課
けんちゅうじんけんせきさくすいしんく
県庁障害福祉課
けんちゅうじょうがいふくく

☎ 073-441-2566

☎ 073-441-2530

私たち誰もが、人とのつながりの中で暮らしています。それは、障害のある人もいるかもしれません。

県では、障害のある人が地域で安心して暮らし、自身の希望する生活を実現できるよう、社会参加や就労に向けた支援を実施するとともに、障害に対する理解を深めるための啓発活動を行っています。

障害の有無にかかわらず、互いに人権を尊重し合い、支え合って、共に生きる社会をめざしましょう。

広がる活躍の場

企業などで働く

社会全体で障害に対する理解が進みつつあることや、企業などへ障害のある人の雇用を義務付ける法律改正なども背景に、県内の障害者雇用者数は、増加傾向にあります。

県では、障害のある人が企業などに就労できることや、企業での職場実習支援や障害者就労施設へ派遣するほか、農業者と障害者就労施設から職場定着まで、それぞれの状況に応じたサポートを行っています。



農福連携の推進

農福連携とは、障害のある人などが農業分野で活躍することを通じて、自信や生きがいを持つ社会参画を実現していく取組です。また、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もあります。

県では、農業などの専門的技術や知識を有するアドバイザーを障害者就労施設へ派遣するほか、農業者と障害者就労施設のマッチングをサポートするなど、その取組を推進しています。

また、障害者就労施設への農作業の指導や

障害者を受け入れるための環境整備に要する

経費の一部を支援するなど、農福連携を試行的に行える仕組みも設けています。

農福連携
紹介動画
はこちら



「合理的的配慮」が義務化

障害者差別解消法では、障害のある人に對する「不当な差別の扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供が求められています。これまで民間事業者による「合理的配慮」は努力義務とされていましたが、法改正(※)により、義務化されますので、事業者の皆さんに理解と協力をお願いします。

※公布日(令和3年6月4日)から3年以内に施行

- 障害のある人に對して、正当な理由なく、障害を理由として差別すること(具体例)
- 窓口での対応や入店を拒む付き添いの人だけ話しかけるなど

合理的的配慮

障害のある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になりすぎない範囲で必要な配慮をすることが(具体例)

- 本人の意思を十分に確認しながら書類の記入やタッチパネルの操作などを代行するなどを使って補助するなど

農業によるメンタルヘルスケアの推進

ストレスなどでメンタルヘルスに課題のある人に対しても、農業を通じて心のケアを行い、日常生活への復帰や就農へつなげる事業も行っています。



ヘルプマーク

外見からは障害などが必要とされていることを示すマークです。電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、配慮をお願いします。



少しの手助けや配慮が大切です



あいサポート運動

